

議第 10 号

下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例について

下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

令和元年 8 月から下呂市萩原学校給食センター、下呂市小坂学校給食センター及び下呂市下呂学校給食センターを統合し、新たに下呂市北部学校給食センターを設置するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例

下呂市学校給食センター条例（平成16年下呂市条例第158号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>下呂市北部学校給食センター</u>	<u>下呂市萩原町跡津1365番地3</u>	<u>下呂市萩原学校給食センター</u>	<u>下呂市萩原町萩原1101番地</u>
		<u>下呂市小坂学校給食センター</u>	<u>下呂市小坂町小坂町1020番地</u>
		<u>下呂市下呂学校給食センター</u>	<u>下呂市小川324番地1</u>
<u>下呂市南部学校給食センター</u>	<u>下呂市金山町金山2596番地1</u>	<u>下呂市南部学校給食センター</u>	<u>下呂市金山町金山2596番地1</u>

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和元年8月から下呂市萩原学校給食センター、下呂市小坂学校給食センター及び下呂市下呂学校給食センターを統合し、新たに下呂市北部学校給食センターを設置するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 別表中、下呂市萩原学校給食センター、下呂市小坂学校給食センター及び下呂市下呂学校給食センターを削り、下呂市北部学校給食センターを追加します。

(別表関係)

- (2) この条例は、令和元年8月1日から施行します。

(附則関係)